郡山盆地における開拓集落の変容過程
―開成社開拓を事例として―

椿　真智子・満田宏子

Ⅰ　はじめに

近世までに開拓が到達しえなかった地域において，明治以降大規模な開拓事業が着手され，新たな景観と土地利用が出現することとなった。その最も顕著な事例は，北海道開拓と士族授産による開拓事業である。吉川(1942)[1]によれば，1871年(明治４)から1884年(明治17)の間に10,316人の士族が山林・原野など官有地の払い下げを受け，9,331人が貸し下げを受けた。その土地の約80％は開墾，８％が牧場，そのほか桑園・養魚・植林・薪炭用材獲得地としての利用が計画されていた。地域的にみると東北地方では青森・福島県，関東地方では栃木・茨城県，中国地方では山口県，九州地方では大分・長崎・鹿児島県において大規模な開墾事業が展開した。とくに東北地方における開拓地は規模が大きく，開析平野や火山山麓，第３紀層丘陵，沖積扇状地，砂丘，山地など乏水性の土地に立地していた。福島県で最も大規模な開拓事業が行われたのが郡山盆地であり，国営と県営の士族授産による開拓事業と民間資本の開成社による開拓事業がほぼ同時期に展開することとなった。

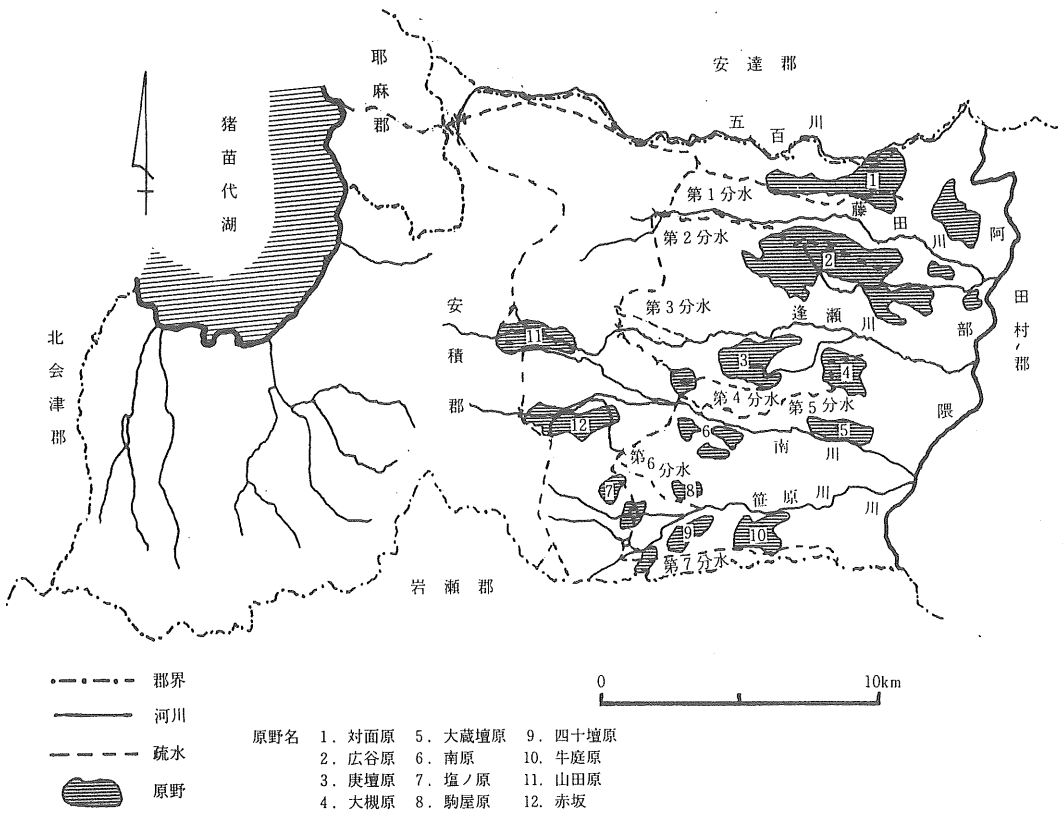
本稿でとりあげた郡山盆地の開拓事業については高橋(1963)[2]らの研究があり，開拓事業を推進した政府や福島県の動向，開拓事業の概要については従来明らかにされてきた。安積疏水に関しては，農林省(1946)[3]が安積疏水の開削による土地利用の変遷と郡山市の発展について言及し，神谷(1956)[4]は安積疏水の効果を郡山における水田化と土地利用の変化に求め，都市化の展開と関連づけた。1982年(昭和57)には『安積疏水百年史』が刊行され，安積疏水の歴史と水利体系についてはその全容が明らかとなった。しかしこうした従来の研究では，明治以降現在までを通じた開拓地の変容過程については未解明であり，とくに歴史地理学が課題とするところの空間がいかに組織され再編されてきたかといった視点からのアプローチは不十分であった。また開拓事業が地域に与えた影響や開拓地の変容過程を明らかにするためには，土地利用や景観といった空間的かつミクロな視点からの分析が必要である。本稿では郡山盆地における開拓事業の一事例として開成社開拓をとりあげ，人間集団の活動の現れとみなしうる土地利用と土地所有の変化に焦点をあて，開拓集落がどのように成立し変容してきたかを明らかにすることを目的とする。

本稿でとくに開成社開拓をとりあげた理由は以下の４点である。まず第一に立地条件からみて，開成社開拓地では郡山市街地の発展に伴う変化が顕著にみられると推測された。第二に，開成社開拓地を中心として1876年(明治９)桑野村が設立されたことにより，行政単位での通時的な分析が可能である。第三は他の開拓地に比べ資料の残存度が高い。第四は開成社の地主・小作の経営形態が，郡山盆地における士族授産事業にも共通する開拓地の典型的な事例として捉えることができる。

郡山盆地は南北約15Km，東西約12Kmで，盆地床の大部分は80～100mの洪積層の台地からなり，地形的には阿武隈川流域の東部低地と西部台

地に大別される。西部台地には五百川・藤田川・逢瀬川・笹原川などの侵食をうけた複数の谷地田が存在するが，そのほとんどは水利の便が悪く，侵食谷を利用して築造した多数の溜池によって灌漑されてはいたものの生産性は低かった。台地の多くは明治初年まで山林および入会原野，採草地として利用され，耕地の開発は遅れていた(第１図)。開成社により開拓が着手された大槻原は郡山市街西方の台地上にあり，南部は丘陵性の高台，北部は大槻扇状地の末端部にあたる。中心部には上池・下池・長者池があり近世期に若干の新田も開かれたが，大部分は郡山・小原田・大槻・富田村の入会採草原野であった。行政的にみると，二本松藩領から明治以降安積郡となり，1876年(明治９)には開成社開拓地を中心に周辺旧村部を含め桑野村が成立した。さらに1889年(明治22)の市町村制施行に伴い郡山町が成立，1924年(大正13)には郡山市となり，桑野村は1925年(大正14)郡山市に合併された。

近世の郡山は南北に奥羽街道，東西に会津街道が走る交通の要衝ではあったが，明治初年までは比較的小規模な宿駅であった。しかし明治以降，とくに1887年(明治20)の東北本線開通後は人口が増加し，さらに磐越西線・東線，水郡線の開通により交通の結節点としての機能を強めた。また明治後期には周辺の養蚕地帯を背景とした製糸業が盛んとなり，1899年(明治32)の沼上発電所の建設によって安積疏水の水力発電を利用した製糸・紡績工業の拡大に加え，化学工業なども発展した。



第１図　研究対象地域
(20万分の１地勢図「福島」，高橋哲夫(1983)『安積野士族開拓誌』にもとづき作成)

Ⅱ　郡山盆地における開拓事業の展開

Ⅱ－1 開拓事業の経緯

郡山盆地における開拓事業は，経営主体から次の3つに分類できる。第一は福島県営の士族授産事業，第二は民間資本を主体とした開成社開拓，第三は国営の士族授産事業である。最も早く着手されたのは県営の二本松藩士による開拓事業で，事業推進の中心となったのは福島県典事の中条政恒であった。中条は1872年(明治5)に安積郡の開拓を計画して「開墾資金貸与願」を政府に提出し，1873年(明治6)には開拓掛に任命され，まず二本松藩士族による大槻原開拓に着手した。第二の開成社開拓は，郡山の富豪層を中心とした民間資本と県による開拓事業であり，県営の二本松藩の士族授産事業とほぼ同時期に計画されていた。第三の国営士族授産による開拓の実施は，時期的には1878年(明治11)と遅かったが，規模の点では最大であった[5]。約4,000町歩の原野に，県内からは二本松・棚倉・若松の3藩，県外からは久留米・土佐・松山・備前・鳥取・米沢の6藩の士族あわせて約500戸が入植することとなった。

Ⅱ－2 開拓原野の入植条件

郡山盆地において開拓の対象となった原野は水利に乏しいという共通の問題点を抱えていたが，地形や土壌条件などは各原野ごとに異なっていた(第1表)。地形の起伏が少なく保水力に富む対面原には最も多くの入植が行われたのに対して，保水力の劣る四十壇原は入植時期も遅く，規模も小さかった。

明治政府と福島県は郡山盆地における開拓事業

第1表　郡山盆地における士族の入植状況

原野名	入植者出身地	結社組織	入植開始年次	入植戸数	貸下反別	1戸当り[1]割当て反別	土地条件[2]	
							地形凹凸[3]	保水[4]
			年　月	戸	町	町		
大蔵壇原	久留米	久留米開墾社	明治 11，8	40	596.3	4.22	3	4
対面原	久留米	久留米開墾社	11，11	101		4.22	1	5
	二本松	二本松協力組	13，3	11	12.1	1.10		
	岡山	な　し	13，10	10[5]	23.4	2.34		
	棚倉	棚倉開墾社	14，4	27	30.4	1.12		
広谷原	高知	高知開墾社	13，11	71	189.8	2.67	2	4
	鳥取	鳥取開墾社	14，3	69	163.0	2.36		
山田原	高知	高知協力組	14，3	35	99.0	2.83	3	2
牛庭原	愛媛	な　し	15，7	18	35.0	2.19[6]	4	3
四十壇原	米沢	東北開墾社	16，4	10	28.8	2.88	1	2
塩ノ原	会津	若松開墾所	15，2	14	21.9	1.54	—	—
駒屋原	会津	若松開墾所	15，8	3	6.2	2.07	—	—
庚壇原	会津	若松開墾所	15，12	13	26.1	2.00	1	真土4 黒埴1
湯ノ原	会津	若松開墾所	18，8	1	2.0	2.00	—	—
大槻原	二本松	な　し	6，4	28	—	1.15[7]	—	—

(1888年(明治22)「第6回福島県勧業年報」にもとづき作成)

注1)　貸下反別／入植戸数により算出した1戸当りの割当て反別。
2)　「明治14・15年棚倉・二本松開墾事務綴、疏水事務綴」(明治14年農商務省地質掛原野調査概算表)による。
3)　土地の凹凸の多い方から5～1。
4)　保水力の良い土地から5～1。
5)　実際の入植戸数は4戸といわれている。
6)　当初の入植戸数16戸で算出した反別。
7)　宅地440坪と耕地1町の合計。
8)　一は資料なし。

とともに猪苗代湖から引水する安積疏水の開削を計画し，1879年(明治12)には開削工事に着手した。疏水開削は士族授産事業の一環で，資金は士族授産費の一部に含まれていたが，同時に旧村部における水利の安定と生産性の向上をはかる目的をも有していた。各原野における1885年(明治18)の安積疏水灌漑面積をみると，疏水の上流に位置する対面原や広野原では灌漑面積が大きいが，疏水の西側に位置する山田原への灌漑は不可能であり，疏水の末流部にあたる牛庭原などでも灌漑面積は僅かであった(第2表)。明治30年代以降，安積疏水は農業用水のみならず，水力発電・工業用水・上水道などにも利用され，郡山町の発展に多大な影響を及ぼした。

Ⅱ－3 開拓事業の比較とその特色

入植戸数は各藩ごとに異なり，久留米が141戸と最も多く，そのほか高知・鳥取が比較的大規模な入植であったのに対して，岡山・米沢は10戸以下と非常に小規模であった。入植に際しては一つの開拓地に集団で入植した藩と，数箇所に分散した藩とがあった。たとえば会津藩の場合は入植した31戸が4箇所に分散し，最も少ない湯の原は僅か1戸の入植であった。また同じ高知出身者でも先に入植した高知開墾社は土地条件の比較的良い広野原に入植したが，後続の高知協力社は水利の乏しい山田原に入植していた。ほとんどの藩は入植に際して開墾社あるいは協力社を組織したが，岡山や愛媛といった入植戸数の小規模な藩では結社組織がみられなかった。

士族の開墾事業に対する政府からの援助は1戸あたり326円で，その内訳は家作補助費が100円，開墾補助費と増開墾費が226円であった。藩によっては出身地の旧藩主がさらに資金援助を行った場合もあり，久留米藩は開墾社に1,000円，鳥取と愛媛には士族1戸につきそれぞれ15円，40～140円の寄付が行われた。これに対して福島県からは，二本松士族に対して開拓資金30円と臨時金30～50

第2表　開拓地の地目別面積と灌漑面積

原野名	入植者出身地	安積疎水[1] 灌漑面積	田	畑			
			総反別	総反別	雑穀	桑	イモ類・大根[3]
		町 反 畝	町	町	町	町	町
大蔵壇原	久留米	48. 6. 0	150.0	110.0	70.0	25.0	16.0
対面原	久留米						
	二本松	8. 0. 5	6.4	2.6	1.7	0.0	0.9
	岡山	－	5.3	3.3	3.2	0.05	0.0
	棚倉	7. 9. 5	15.0	4.3	3.1	0.3	0.9
広谷原	高知	51. 5. 0	67.4	61.5	48.7	5.2	7.6
	鳥取	23. 2. 0	36.4	50.7	35.6	7.4	7.7
山田原	高知	0. 0. 0	13.2	43.8	33.7	0.8	8.0
牛庭原	愛媛	3. 3. 0	10.4	13.9	11.2	0.0	2.7
四十壇原	米沢	15. 0. 5	8.0	12.1	9.7	0.4	2.0
塩ノ原	会津	0. 0. 0	0.0	21.5	16.6	1.2	3.7
駒屋原	会津	0. 0. 0	0.0	5.6	3.0	0.5	2.1
庚壇原	会津	0. 0. 0	3.8	9.0	7.6	0.7	0.7
湯ノ原	会津	0. 0. 0	0.0	0.4	0.3	0.0	0.1
大槻原	(開成社)[5]	－	67.7	55.1	－	22.4	－
	(桑野村)[6]	123. 3. 0	－	－	－	－	－

注1）神谷慶治(1956)『農業水利の長期効果』による。
2）田・畑の反別は1889年(明治22)「第6回福島県勧業年報」による。
3）馬鈴薯・甘藷・大根の合計。
4）一は不明。
5）郡山市歴史資料館所蔵『明治二十年開成山開墾状況』による。
6）桑野村全体における灌漑面積。

円が，開成社には１戸あたり平均46円の補助が与えられた。開墾資金の援助金額からみると，県の士族授産および開成社開拓事業よりも国営士族授産事業の方が優遇されていた。

開墾地における１戸あたりの割当て反別では，最大が久留米の4.22町歩で，２町歩以上となるのは久留米，高知，鳥取，岡山，愛媛，米沢と，いずれも県外からの入植者であった。これに対して二本松，棚倉，若松といった県内の入植者に対する割当て反別は，国営・県営を問わず２町歩未満であった。米沢を除けば入植時期の早い方が，割当て反別も大きい傾向にあった。

各開拓地における1889年(明治22)の開墾状況を見ると，大蔵壇原，対面原，広谷原，大槻原では水田面積が畑地面積を上回っていた。これらの原野は安積疏水による灌漑面積が大きく，さらに第１表で示した通り保水条件の良い原野であった。また畑作経営では，久留米・鳥取・高知・開成社において桑の作付面積が大きいが，これらはいずれも入植規模が大きく，資金などの点で養蚕経営を導入する余裕のあった開墾社に限られていた。

Ⅲ　開成社による開拓の経緯と経営形態

Ⅲ－１　開成社の経営方針

開成社は1873年(明治６)に阿部茂兵衛や鴫原弥作を初めとする25名の出資者によって設立された(第３表)。25名の出資者はすべて郡山の富商で，旅篭・質屋・両替商・醸造業・呉服商などを営み，かつ郡山における有数の土地所有者であった。開成社設立当初の出資金額は当時の個人的勢力を示している。とくに出資金額の大きい阿部茂兵衛や鴫原弥作は，すでに近世において町年寄などを勤めていた。開成社への出資はその後も行われたが，その金額は社員ごとに異り，最も出資金額が多いのは阿部茂兵衛の3,504円[6]であった。社員は世襲制で，本人が死亡・引退した時は相続者が社員となった。また社員の中には同姓の者が存在するが，これらはいずれも同族関係にある。たとえば，阿部家は茂兵衛を初めとする５軒と横田家を加えた６軒が本・分家関係にあり，本家である茂兵衛に影響されてほか５軒も開成社に参加したといわれている。

開拓地の経営方針については，1873年(明治６)の「開成社規則」で詳細に規定された。開成社の第一の特色は，結社組織をとりながらも実質的には各社員が地主・小作経営を行ったことである。社員は出資金額に応じて開拓地を分割し，自己の所有地内に小作人を入植させた。開拓当初の各社員の所有反別をみると，水田と畑地がほぼ同率で分配され，山林は田畑反別の３分の１から２分の１の割合であった。「開成社規則」によれば，開拓地内には１戸につき80円の小作人住居を61戸建築する予定となっていたが，1874年(明治７)の段階では65戸の小作人が入植していた。

開成社の第二の特色は，開拓地の土地所有が社員間に限定されていたことである[7]。しかし社員の所有面積をみると，第３表に示した通り1891年(明治24)に土地を所有しないが８名，1874年(明治７)以降所有地の減少した者が４名，増加した者が４名存在し，社員間の土地移動は激しかったといえる。

各社員の小作経営についても「開成社規則」に定められたが，細かな点に関しては各々の裁量に任されていた。小作人は規則作成の段階では永小作制が考えられていたが，1880年(明治13)には小作料の未納や不作付地が増加したことにより経営方針が変更され，永小作と一期小作とに分けて契約が行われることになった。小作料は，水田・桑田は４年間鍬下年期で５年目より収穫高の３分の１を，宅地分については４斗５升入りで年３俵を納入することになっていた。また宅地内で作付する場合も年１俵納めることが義務づけられた。小作料納入の期限は毎年12月25日で，滞納した場合は小作契約が直ちに解約されることになっていた。

1922年(大正11)～1926年(大正15)の安積郡における水田小作料の平均が収穫高の43.0％であったのに比べると[8]，開成社の水田小作料は低率であった。しかし，これに宅地分の小作料が加算されるうえ，開拓地は生産性も低いことから，小作

第3表　開成社社員の出資金額と所有面積

氏　名	職　　業	出資金[1]	宅地	田[2]	畑	山　林	計	1889年(明治21)の所有面積
		円	筆	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩
阿部茂兵衛	物産方 両替 質屋 呉服	400	13	83.3.10	83.3.10	33.3.10	200.0. 0	200.0. 5
阿部庄右衛門	(茂兵衛同居人)		1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	0
鳴原弥作	旅籠 呉服 雑貨 質屋 金融	400	10	83.3.10	83.3.10	33.3.10	200.0. 0	170.1.29
橋本清左衛門	旅籠 呉服 質屋 製糸	350	5	33.3.10	33.3.10	16.6.20	83.3.10	119.3.25
安藤忠助	酒造 金融	250	5	33.3.10	33.3.10	16.6.20	83.3.10	195.3.16
津野喜七	呉服 質屋	180	3	33.3.10	33.3.10	16.6.20	83.3.10	293.6. 8
橋本藤左衛門	呉服 質屋	150	2	16.6.20	16.6.20	6.6.20	40.0. 0	30.2.12
永井惣吉	質屋	120	1	6.6.20	3.3.10	3.3.10	13.3.10	12.9.13
佐藤伝兵衛	質屋 地主	120	1	8.3.10	10.0. 0	3.3.10	21.6.20	27.7. 2
阿部茂左衛門	呉服	100	2	16.6.20	16.6.20	6.6.20	40.0. 0	46.1. 0
斉藤久之丞	味噌醤油 肥料 書籍 度量衡	100	2	16.6.20	16.6.20	6.6.20	40.0. 0	45.6.12
佐藤伝吉[3]	雑貨 呉服	80	0	0	0	0	0	0
増子浅次郎	質屋	80	2	13.3.10	16.6.20	6.6.20	36.3.20	0
山口哲蔵	酒造	70	1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	1.9. 5
武田重蔵	両替 味噌醤油 質屋	60	1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	26.3.27
阿部茂助	製糸 紺 木材度量衡	60	3	10.0. 0	10.0. 0	6.6.20	26.6.20	0
甲斐山忠左衛門	製糸 書籍	60	1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	70.7.11
小針半七	麹 味噌醤油	60	2	10.0. 0	10.0. 0	6.6.20	26.6.20	30.4.11
横山貞吉	味噌醤油 雑貨	60	2	6.6.20	10.0. 0	6.6.20	23.3.20	0
遠藤助右衛門	味噌醤油 呉服	50	2	10.0. 0	20.0. 0	6.6.20	36.6.20	0
高橋徳治	酒造 繭買	50	1	10.0. 0	6.6.20	3.3.10	20.0. 0	0
阿部定之助	酒造 質屋	50	1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	0
横田利兵衛	呉服	50	1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	0
安藤権右衛門	呉服 質屋	50	2	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	28.7. 5
柳沼恒五郎	蚕種 生糸	50	1	10.0. 0	10.0. 0	3.3.10	23.3.10	124.1.11

(「開成社記録」1874年(明治7)の記載および高橋哲夫(1983)『安積野士族開墾誌』pp.40～42にもとづき作成)

注1)　1973年(明治6)開成社創設時の出資金額。

2)　田・畑・山林・宅地の面積は開成社創設時の出資金に準じて割当てられた。

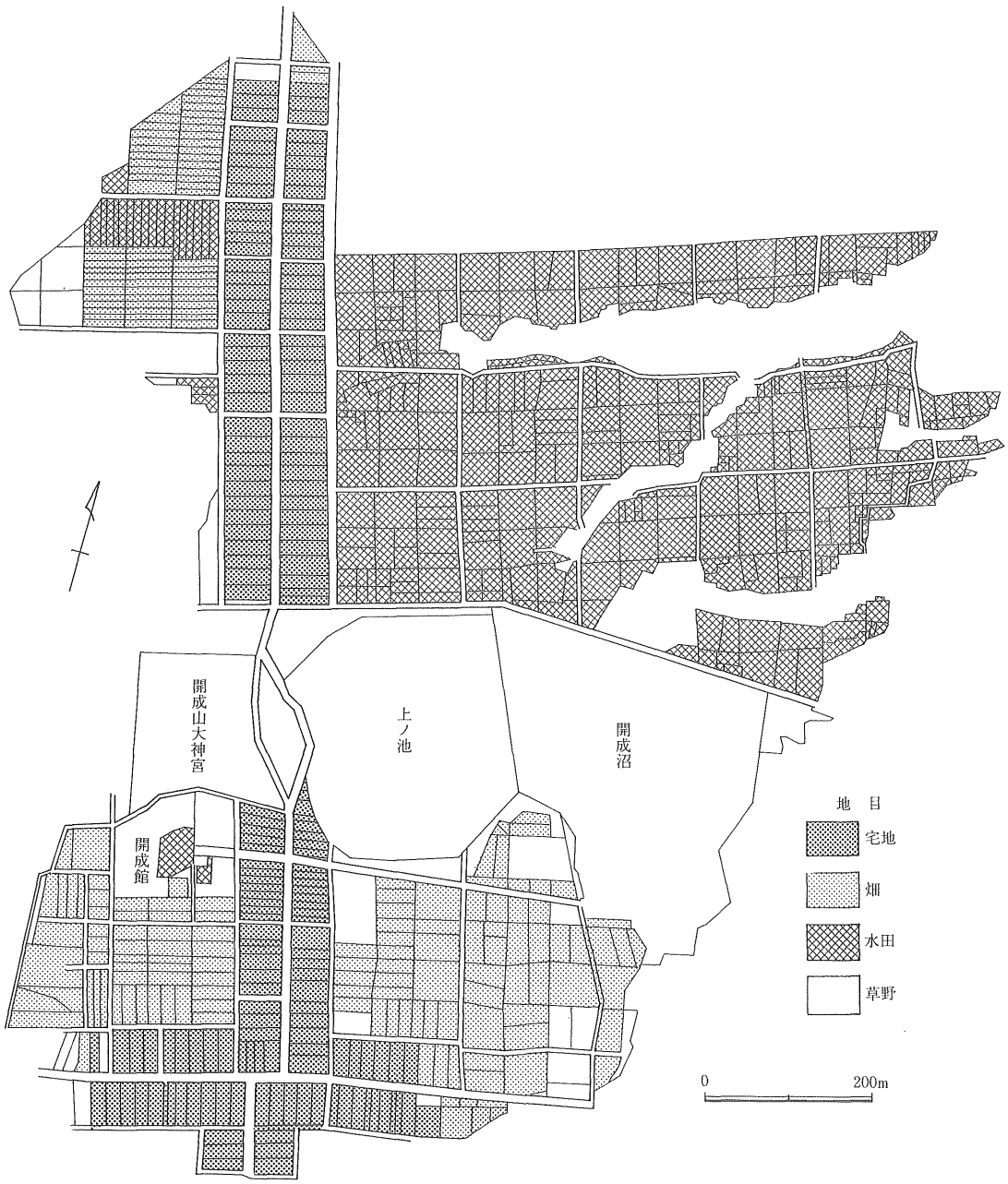
3)　佐藤伝兵衛と土地共有。

人の生活は困難を極めていたと推測される。

Ⅲ－2　開成社開拓地の景観

開成社開拓地は郡山町・大槻村・富田村・小原田村の境界部に位置し，明治初年までは秣場・採草地として利用されていた。開成社はまず狐壇と呼ばれる丘を中心として現在の国道49号線にあたる南北約3.5kmの開拓道路を結び，その丘に1874年(明治7)9月開成館を建設し開成社事務所および第7区会所を置いた。開成館の建設費用2,636円のうち11.6%にあたる305円は開成社社員が負担し，そのほかは安積郡内各村の有志金を持って充てられた[9]。1974年(明治7)には開成館に安積郡役所が，1884年(明治17)には農学校が置かれ，開成館周辺は安積開拓地の中心的機能を果たすこととなった[10]。開成館から東へは郡山町の中心部に向かう道路が引かれ，また開拓道路の南北両端には旧村部への道路が通じ，それぞれ郡山と湖南地域，郡山と会津を結ぶ主要道路となった。こうした開拓集落の建設には，開拓地に交通の結節点としての機能をもたせ，東部低地に立地する旧市街地に対する安積郡第二の中心地を形成しようといった構想が反映されていた。実際，1882年(明治15)以降数度にわたり福島県庁の誘致運動が起こったが，実現はされなかった。

第2図は1888年(明治21)における開成社開拓地の中心部の土地利用を示したものである。南北の開拓道路には開成社小作人の宅地が，東西には二本松士族の宅地が同じく路村状に配置された。開成社小作人の宅地は8畝から1反8畝の長地状に区画され，宅地の背後には開拓道路に平行する道路と水路が引かれていた。「開成社規則」によれば，入植者1戸につき宅地・田畑あわせて1町歩以上3町歩以内が割り当てられ，各地主の所有地内で



第２図　開成社開拓地の地割と土地利用(1988年)
(福島県歴史資料館所蔵の地籍図と地籍帳にもとづき作成)
注)字北町・南町・町東の分について示した。

籤引きによって場所が定められた。開成社が建設した小作人居宅は建坪12.5坪の萱屋根で，宅地内には物置便所５坪，肥小屋４坪が配されていた。1874年(明治７)３月には61戸の小作人住居が完成して小作人の募集が開始され，同月43戸の入植が行われた。同時に大槻村・小原田村などの周辺旧村部からも大槻原への入植が行われ，1878年(明治11)には新たに40戸の宅地が増築されて開成社の小作人住居は101戸となった。小作人には宅地のほか農具代金５円，食料１日１人米５合，種子代金５円が貸与され，そのほか農馬・農機具・馬飼料などを貸与する便宜も図られていた。

1876年(明治９)４月には，開成社および二本松士族の開拓地を中心として周辺旧村部を含めた桑野村が成立した[11]。開成館の北側には，中条政恒が安積開拓の精神的依りどころとして1873年(明治６)に「遥拝所」を設立し，さらに1876年(明治９)には開成山大神宮がおかれ安積開拓地全体の神社として機能することとなった。

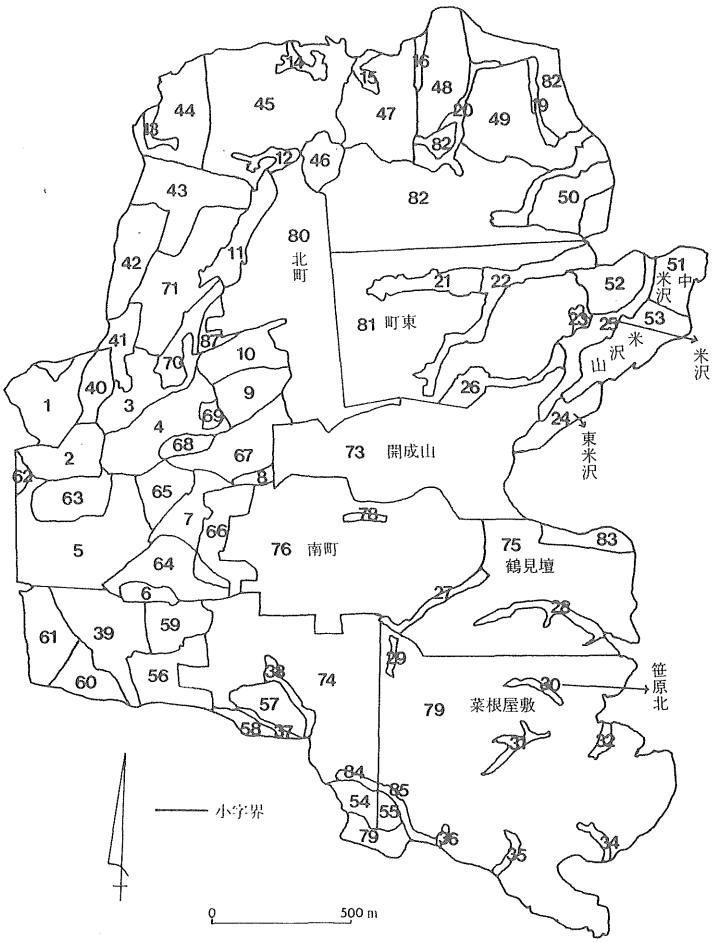
第３図には桑野村の小字界と小字名を示した。桑野村の小字は87番まであり，小字名や小字の形状・面積から判断して，番号が早い字ほど集落あるいは耕地が早くから開かれていたと考えられる。開成社の宅地にあたる字北町・南町は桑野村の中央部に位置し，字開成山のほとんどは開成社が築堤した２つの池で占められていた。面積が広くかつ番号の遅い字は，開拓が着手されるまでは周辺村落の入会原野であったと考えられる。その周辺に入り組む細長い字は，谷地・沢という名前からも判断されるように，台地を侵食する谷地田である。

開拓事業はまず用水池を築造して水利を安定させることから着手された。1873年(明治６)の段階ではまだ安積疏水の竣工は計画されておらず，1873年(明治６)４月以降，字開成山において沼を利用した上の池(9.23町歩)と下の池(11.84町歩)の築堤作業が開始された。この用水池の整備によって翌年の1875年(明治８)には，大槻原において約76町歩の水田と140町歩の畑地および25町歩の宅地が開かれた。地形的にみると開成社開拓地は南北に約15mの標高差があり，南から北へ次第に低くなっている。開成山大神宮の北側は低地で上の池・下の池からの用水が得られたのに対し，南側は高く水利の得られにくい場所であった。「開成社規則」第９条ではこうした土地条件をふまえ，開拓地の土地利用について以下のように述べている。「故ニ今其ノ土宜ニ応シ開成山ノ南ニ在テ高燥ナルモノヲ桑田トシ，開成山ノ北ニ在テ卑湿ナルモノヲ稲田トスヘシ。」　このように開成社開拓地では，地形条件を反映させた極めて計画的な土地利用が行われた。1887年(明治20)の「開成山開墾状況報告」によれば開墾地総反別は134町５反２畝26歩で，そのうち田地が67町６反７畝３歩，畑地が55町１反７畝，宅地が11町６反８畝１歩であった。また総反別の約34％にあたる46町４反５畝10歩は，小作人により耕作されていた。

Ⅲ－３生業形態

第４図には「安積郡統計書」による1880年(明治13)以降の安積郡と桑野村の戸数の変遷を示した[12]。桑野村の戸数は，1880年(明治13)には172戸であったのが，1910年(明治43)には約２倍の349戸，1925年(大正14)には約３倍の480戸となりその後も増加傾向を示した。しかし人口増加率では，安積郡全体が1880年から1915年にかけて約3.5倍の増加を示したのに対して，桑野村は約2.2倍とこれを下回っていた。これは入植者の定着が困難であったためと考えられる。また1889年(明治22)の本籍と現住人口の比率をみると，本籍戸数100に対して現住戸数は117.4，人口では117.7となっていた[13]。同年の安積郡全体の比率がそれぞれ109.1と103.9であることから，桑野村は流入者の割合が高かったといえる。

「桑野村検見調」によれば，1874年(明治７)には水田25町で米60石の収穫があったが，1880年(明治13)には水田の作付面積が約2.3倍の57.2町歩となり，収穫高は５倍の301石と増加した。しかし土地条件からみると，生産性は極めて低かった(第５図)。1900年(明治33)における桑野村の１反当りの水田地価は11.5円と，安積郡の21町村中最低

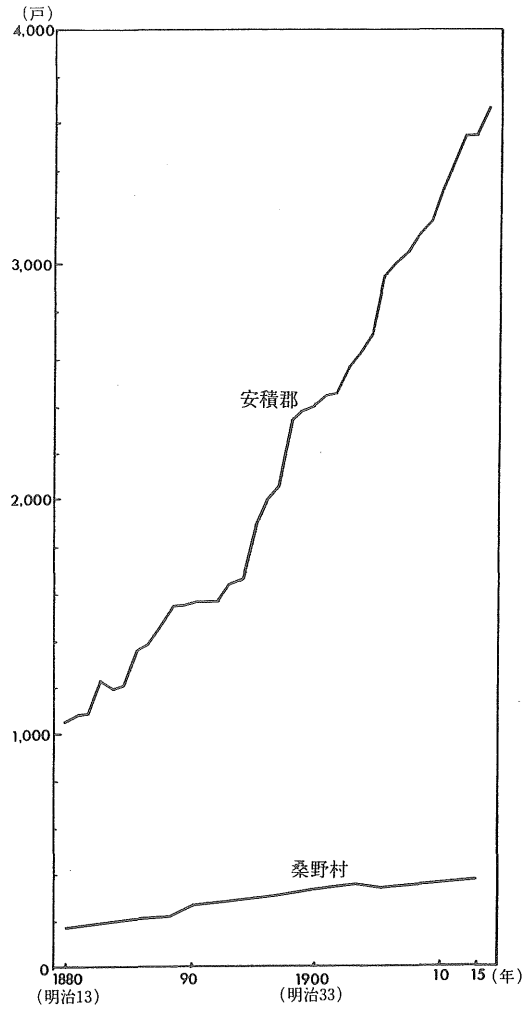


小字名一覧

1．島西	45. 下亀田
2．島	46. 文助林
3．亀田	47. 大島
4．島東	48. 大島前
5．島前	49. 大島東
6．台新田	50. 大島下
7．六地蔵	51. 中米沢
8．堀籠	52. 米沢林
9．南小谷地	53. 米沢山
10. 北小谷地	54. 五百淵西
11. 島新田	55. 五百淵山
12. 小関谷地	56. 南天正壇
13. 室ノ木池	57. 北天正壇
14. 原中	58. 峯林
15. 増谷地	59. 南台新田
16. 大島向	60. 西台新田
17. 秣池	61. 谷地林
18. 東作田	62. 雷林
19. 下原田	63. 前谷地
20. 中原田	64. 北台新田
21. 柳田	65. 南六地蔵
22. 青谷地	66. 東六地蔵
23. 原	67. 中堀籠
24. 東米沢	68. 北堀籠
25. 米沢	69. 新田
26. 沼下	70. 嘉門田
27. 北葉ノ木沢	71. 亀田林
28. 酒蓋北	72. ＊
29. 葉ノ木沢	73. 開成山
30. 笹池北	74. 清水台
31. 笹池南	75. 鶴見壇
32. 酒蓋南	76. 南町
33. ＊	77. ＊
34. 香久池上	78. 上ノ池
35. 各倉池北	79. 菜根屋敷
36. 台東	80. 北町
37. 天正壇	81. 町東
38. 峯	82. 六百間堀
39. 台新田前	83. 下ノ池南
40. 島北	84. 国分林
41. 天神林	85. 五百淵
42. 亀田西	86. ＊
43. 古亀田	87. 亀田東
44. 上亀田	

注）＊は字名が不明

第３図　桑野村全図
（安積疏水土地改良区所蔵の1894年（明治27）桑野村全図にもとづき作成）



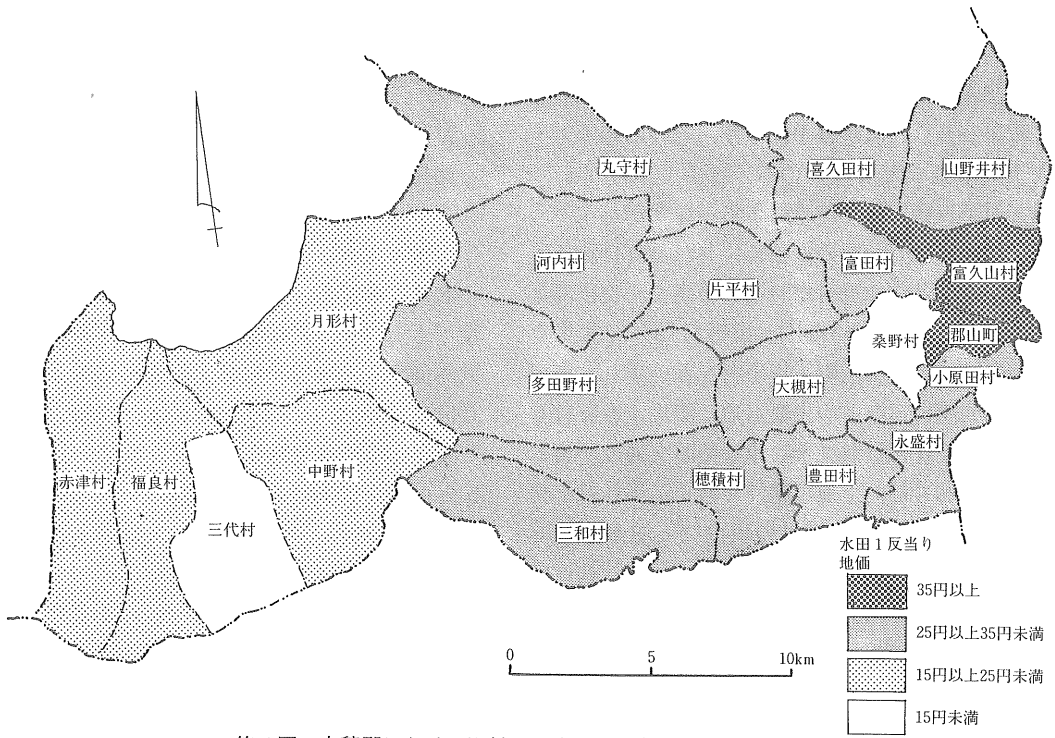
第4図　安積郡および桑野村における戸数の変遷
(1880・1901・1915年「安積郡統計書」にもとづき作成)

であり，山地率の高い湖南地域よりも土地条件が低かった。畑地の地価も1反当り3.5円と同じく安積郡の最低であり，桑野村についで低い大槻村の7.4円の半分に満たなかった。また桑野村は全耕地に占める畑地の割合が高く，安積郡全体で畑地面積が水田面積を上回るのは桑野村以外では郡山町と山間部の湖南地域であった(第6図)。1895年(明治28)に出された「桑野村開墾地鍬下年限延期願」には「何ソヤ本村ノ七部ヲ占メ本村ノ発達進歩ニ大ニ関係アル，南部高燥地ニ通スル用水路ノ起工ナキ事」との記載があり，南部の耕地には依然として水利が不十分で畑地が卓越していたことがわかる。

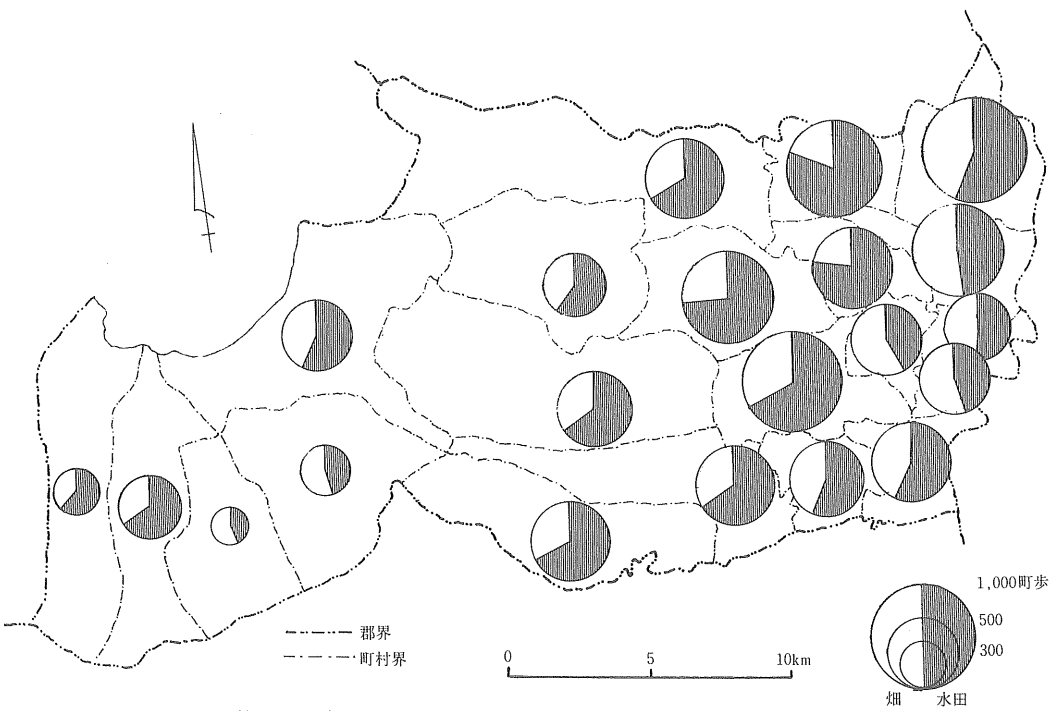
次に開成社開拓地における農業経営についてみるため，第4表に1901年(明治34)における桑野村の農業生産を示した。作付面積が最も多いのは水稲であり，粳と糯とで全作付面積の41％を占めていた。安積郡における粳の反当収量は1.6石，糯の反当収量は1.5石であり，桑野村の生産性が他町村に比べ低いことがわかる。畑作物では，主に麦類，マメ類，その他雑穀が作付され，小麦と大豆がともに14.9％を占めていた。

また桑野村においては養蚕経営が重要な地位を占めていた。「開成社規則」にも桑の栽培については詳細に規定され，桑田は小作人1戸につき5反歩を地主が貸与することが定められていた。桑野村における桑園反別をみると，1875年(明治8)までには41.5町歩が開かれ，1879年(明治12)までには61.8町歩に増加していた。その後1882年(明治15)以降1901年(明治34)までの桑園反別は20町歩前後とほとんど変化がないが，養蚕戸数からはその後も養蚕が拡大したことがわかる。1901年(明治34)の飼育戸数は春繭34戸・夏繭34戸・秋繭20戸であったが，1915年(大正4)にはそれぞれ896戸・32戸・98戸となり，とくに春繭と秋繭の飼育戸数が増加していた[14]。繭の生産は1888年(明治21)には55,500貫であったが，1898年(明治31)には97,000貫に増産され，1899年(明治32)に5カ所の製糸工場が安積郡内に開設された。

そのほか桑野村に特徴的な生業としては，茶業と畜産があった[15]。茶園は1894年(明治27)に10反歩でその後も増加し，1907年(明治40)には48貫の煎茶を製造していたが，明治40年代を最盛期として衰退した。酪農は乳牛飼育と馬産で，乳牛飼育は県の開拓掛であった石井貞兼により始められ，明治期を通じて20頭余りが飼育されていた。1874年(明治7)には福島県産馬会社が設立され，1875年(明治8)には桑野村で初めてせり市が開かれた。せり市は毎年9月に安積郡内の30ヶ村が集まって開催された。売買頭数は1875年(明治8)が117頭で，年ごとの変動はあるが1912年(明治45)



第５図　安積郡における町村別の水田地価(1901年)
(1901年(明治34)「安積郡統計書」にもとづき作成)



第６図　安積郡における町村別の水田・畑地率(1901年)
(1901年(明治34)「安積郡統計書」にもとづき作成)

には218頭が売買された。

1885年(明治18)の「桑野村小作人景況」によれば，70人の小作人のうち37％にあたる26人が農業を職業とし，18人が日手間取り，そのほか土方・大工・木挽など多種類の職業がみられた[16]。副業としては荷馬車や荷車による運送業が盛んであり，1900年(明治33)の安積郡における町村別荷馬車数をみると，桑野村が34台と最高で，安積郡全体の28％を占めていた[17]。桑野村以外で荷馬車数の多いのは，郡山町・片平村などいずれも奥羽街道や会津街道などの主要街道に隣接する町村であった。桑野村は磐城と会津を結ぶ交通の要衝であったとともに，土地生産性が低く，小作料を納入するためには農業以外の現金収入源が必要であったと考えられる。

第4表　1901年(明治34)の桑野村農産物統計

作物	作付面積	収穫量	反当収穫量
	町（％）	石	石
粳　米	151.6(38.3)	1,822.8	1.20
糯　米	6.7(1.7)	90.5	1.35
陸　米	5.0(1.3)	45.5	0.90
大　麦	29.5(7.4)	398.3	1.35
小　麦	59.0(14.9)	531.0	0.90
裸　麦	14.7(3.7)	132.3	0.90
大　豆	59.0(14.9)	413.0	0.70
小　豆	14.0(3.5)	70.0	0.50
粟	14.0(3.5)	140.0	1.00
蕎　麦	12.0(3.0)	84.0	0.70
玉蜀黍	1.2(0.3)	36.0	3.00
馬鈴薯	10.0(2.5)	24,000(貫)	240(貫)
桑	20.0(5.0)	18,000(貫)	94(貫)
計	397.0(100.0)	3,762.9石 42,800(貫)	

(1901年(明治34)「安積郡統計書」にもとづき作成)

Ⅳ　開拓地の変容過程

Ⅳ－1 土地利用の変遷

開拓地の空間的変容過程を考察するにあたり，ここでは郡山町と開成社開拓地の中間に位置する字町東を対象とする。字町東は開成社小作人宅地の北側に隣接し，上の池と下の池からの用水を利用できるほか，安積疏水が字内を南西から北東方向へ通水し，水田が卓越する地区であった。また1968年(昭和43)には郡山市役所が移転し，現在は法務局，郡山郵便局などが置かれている。字開成山との境界にあたる県道(通称さくら通り)は商業的機能が発達し，市街地の拡大に伴う宅地化も顕著にみられ都市化の影響が著しい。

土地利用を復元するにあたり，まず土地台帳および地籍図を用いて，1892年(明治25)から1963年(昭和38)までの地目の変更状況を検討した(第5表)。これによれば字町東においては1909年(明治42)以降水田から畑地への変更がみられ，とくに1926年(大正15)から1929年(昭和４)にかけて水田から畑地への変更が顕著となった。また1931年(昭和６)以降は畑地から宅地への変更が増加し，とくに1949年(昭和24)には宅地への転換が11筆と多かった。さらに1956年(昭和31)以降は水田から畑地への変更も見られた。こうした地目変更状況から，字町東における土地利用を次の３時期に分けて考察する。第１期は地目の変更がほとんど見られなかった1888年(明治21)から1925年(大正14)まで，第２期は水田から畑地への変更が顕著にみら

第5表　字町東における地目の変更状況

(単位：筆)

年 地目の変更	1909 明治42	10 43	大正13	24	26 15	昭和3	28	29 4	30 5	31 6	41 16	46 21	49 24	51 26	54 29	55 30	56 31	57 32	58 33	59 34	60 35	61 36	62 37	63 38	計
田 → 畑	3	1		1	8		21	6									1							1	42
田 →宅地																	1	1		3		1	2		8
畑 →宅地										1	1	1	11	1	1	2	2	2	3	2	3	5	8	2	45
畑 → 田									1																1
宅地→ 畑														2								2	1		5
計	3	1		1	8		21	6	1	1	1	1	11	3	1	2	4	3	3	5	3	8	11	3	101

(福島地方法務局郡山支局所蔵の土地台帳にもとづき作成)

れた1926年(大正14)から1948年(昭和23)まで，第3期は宅地への転換が増加した1948年(昭和23)以降1963年(昭和38)までである。

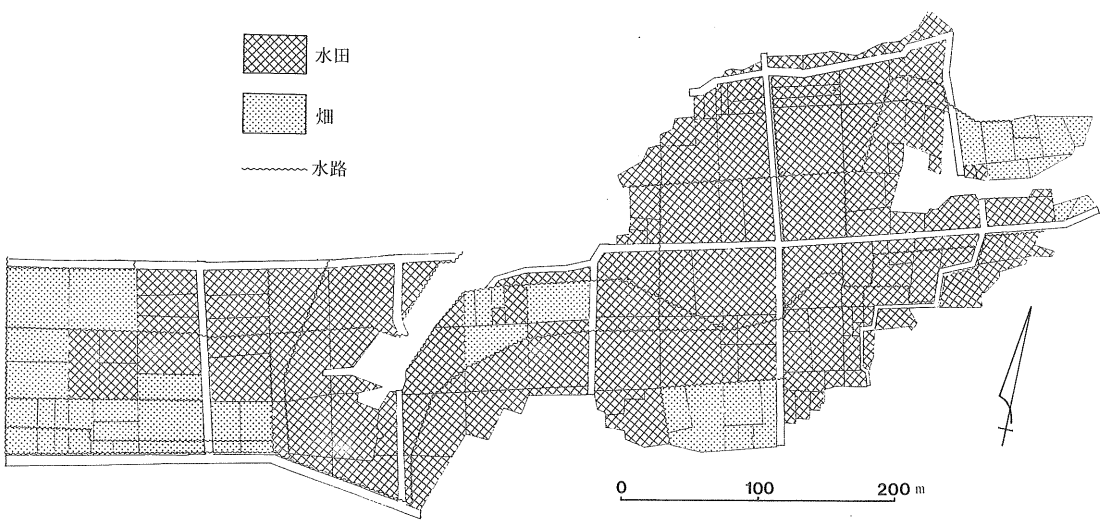
a．第1期（～1925年）

字町東は開成社の計画では水田予定地であり，1887年(明治20)の土地台帳では字内の地目はすべて水田であった。しかし1892年(明治25)の土地利用をみると，水田が卓越してはいるが字界付近に若干の畑地がみとめられた(第7図)。1892年(明治25)の地目別反別は田地15町3反3畝，畑地4町2反9畝で宅地は存在していなかった。次に土地条件をみるため，安積疏水の1894年(明治27)「灌漑土地台帳」に記載されている各筆の地目と等級を第8図に示した。等級は安積疏水の水利組合費を徴収する際に基準となった土地評価で，甲・乙の2段階で示されていた。これによれば1892年(明治25)における水田の大半は甲であるのに対して，畑地の等級はいずれも乙と土地評価が低かった。また1892年(明治25)において104筆中6筆が開成社社員以外に所有されていたが，その部分はすべて畑地であった。

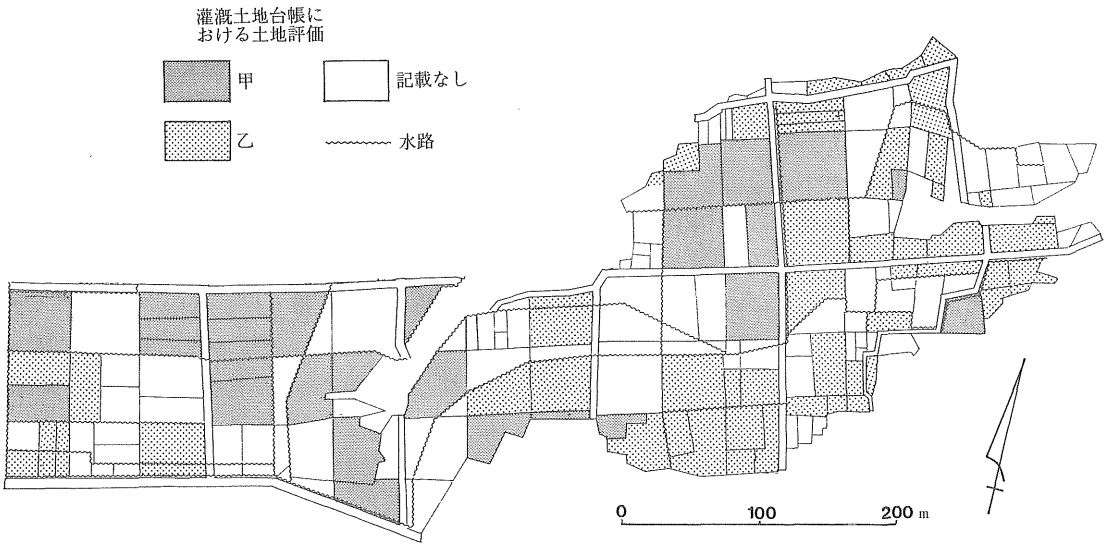
b．第2期（1926～1948年）

字町東においては，1909年(明治42)以降水田から畑地への転換がみられた。とくに1928年(昭和3)の21筆をピークとして，1926年(大正15)から1929年(昭和4)の4年間に35筆が水田から畑地へと変化した。この転換地はおもに字町東の東半分に集中しており，前述の土地等級からみると，すべて土地評価の低い場所であった(第9図)。1929年(昭和4)における地目別反別は，水田が全体の43.9%にあたる8町6反1畝12歩と1892年(明治25)に比べて減少したのに対し，畑地は11町18畝と増加していた。こうした水田から畑地への転換は，次のような理由になると考えられる。

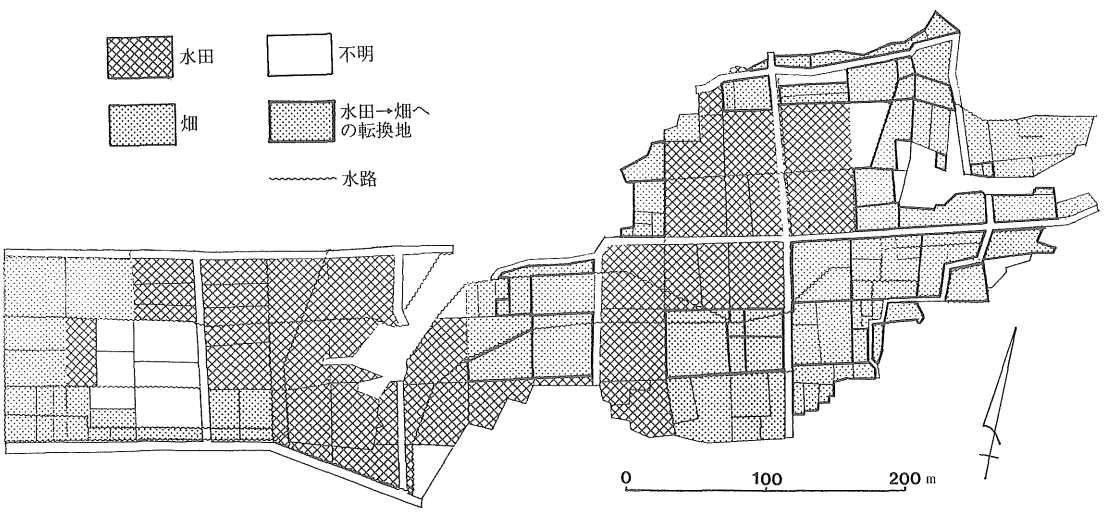
第1は農業労働力の不足による耕地の荒廃である。開成社は，小作人が退去した場合新たな小作人を募って入植させたが，明治30年代以降の郡山町を中心とした商工業の発達に伴う農外就業機会の増加により，小作人の補充が困難になったことが考えられる。郡山における工業発展の契機は，1880年(明治13)の正製社と1881年(明治14)の真製社の設立であった。この2つの製糸工場の設立には，柳沼恒五郎・甲斐山忠左衛門・安藤忠助(以上正製社)・橋本清左衛門・橋本藤左衛門・佐藤伝兵衛(以上真製社)の6名の開成社社員が関わっていた。またとくに明治30年代以降は片倉製糸場



第7図　1892年(明治25)の土地利用(字町東)
(福島地方法務局郡山支局所蔵の土地台帳にもとづき作成)



第８図　灌漑土地台帳による土地評価(字町東)
(安積疏水土地改良区所蔵の1894年(明治27)灌漑土地台帳にもとづき作成)



第９図　1929年(昭和４)の土地利用(字東町)
(福島地方法務局郡山支局所蔵の土地台帳にもとづき作成)

などの製糸・紡績関係を中心とした工場の進出が相次ぎ，雇用機会が増大した。桑野村における農外就業の重要性については，1881年(明治14)の桑野村と郡山市との合併理由の中にもみとめられる[18]。桑野村では郡山町の会社・工場への通勤者が増加し，日傭・土夫・荷馬車曳などが多く，大半の仕事が郡山町の荷主や傭主との依存関係にあったことが記載されていた。

第二は昭和恐慌による米価の下落である。米価は1927年(昭和２)以降著しく下落し，1833年(昭和８)には1926年(昭和元)の半値にまで下がっていた。第三は1917年(大正６)から1924年(大正13)にかけて実施された耕地整理事業の影響である[19]。これは旧市街地の拡大に伴い，宅地の増

加しつつあった西部台地を対象とする区画整理事業であった。1916年(大正５)郡山町の地主層が組織した郡山西部耕地整理組合は，地主から一割の土地提供を受け，35,000円の費用をかけて約339町歩の区画整理を行った。この組合には，橋本万右衛門を初めとする開成社社員４名が参加していた。耕地整理事業の主目的は住宅地や道路の整備と土地生産性の拡大であったが，実際には市街地の拡大に伴う地価の高騰が見込まれていた。桑野村においては，字米澤・中米澤・東米澤・米澤山・開成山・鶴見壇が整理事業の対象となった。字町東における水田の畑地化は，こうした市街地の拡大に伴う宅地化の前段階と捉えることができる。

c．第３期（1949年～1963年）

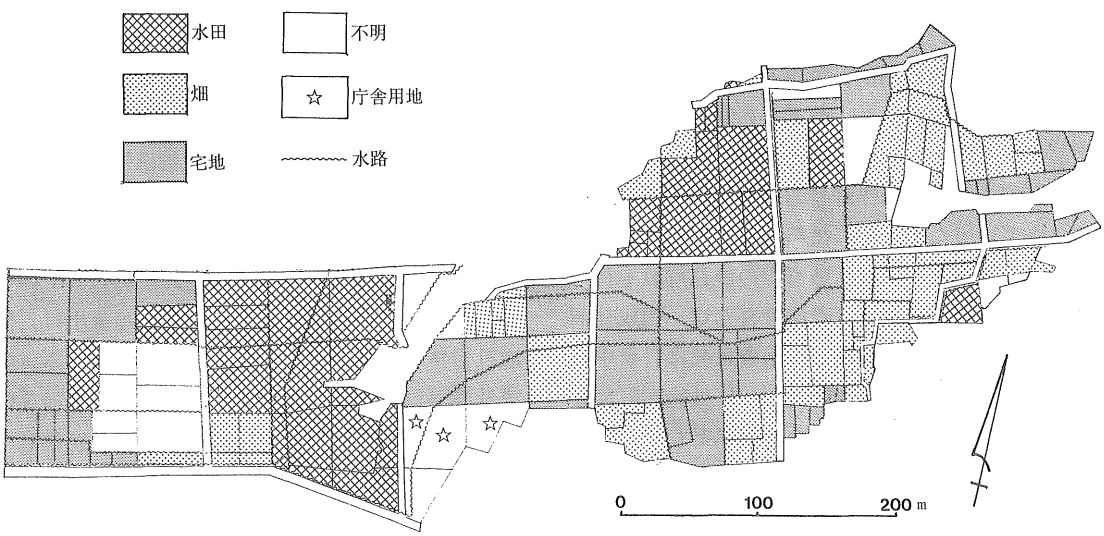
字町東に初めて宅地が出現したのは1931年(昭和６)であるが，とくに宅地化が顕著になるのは第２次世界大戦後であった。1949年(昭和24)には11筆が畑地から宅地へ変化している。1963年(昭和38)の地目別反別は，水田が５町６反６畝27歩，畑地が６町６反６畝６歩，宅地が７町２反８畝27歩で，宅地が全体の37.1％を占めていた。第10図には1963年(昭和38)の土地利用を示した。宅地は北町に隣接する字町東の西側と東側にまとまって分布している。宅地へ変化した筆の大半は，1892年(明治25)以降畑地あるいは水田から畑地へ転換した場所であり，水田から直接宅地へ転換したのは51筆中８筆であった。

一方，水田は字の中心部に集中的に分布し，土地等級の高い筆と対応していた。すなわち土地条件の良い場所は水田として残存したのに対して，土地評価の低い場所は畑地として利用され，とくに第２次大戦後は宅地への転換がみられた。

Ⅳ－２土地所有の変遷

ここでは土地台帳にもとづき，字町東における1963年(昭和38)までの土地所有の変遷について検討する。まず字町東における開成社社員の所有筆数の変遷をみると，各社員とも所有筆数は著しく変化していた(第６表)。所有筆数の増減は，とりわけ1892年(明治25)前後，昭和初期，1950年(昭和25)前後の３時期において顕著であった。

1892年(明治25)以前に所有筆数が減少したのはいずれも２筆以下の社員であり，1892年(明治25)には所有が０筆となっていた。次の1893年(明治26)から1902年(明治35)にかけては，最大の筆数



第10図　1963年(昭和38)の土地利用(字町東)
(福島地方法務局郡山支局所蔵の土地台帳にもとづき作成)

第6表　字町東における開成社社員の所有筆数

（単位：筆）

社員＼年	1892以前（明治25）	1892（明治25）	1902（明治35）	1912（明治45）	1922（大正11）	1932（昭和7）	1942（昭和17）	1950（昭和25）	1960（昭和35）
1	23	23	8(−15)	8	8	8	6(− 2)	1(− 5)	1
2	9	9	9	9	9	9	9	0(− 9)	
3	7	7	7	7	7	7	4(− 3)	0(− 4)	
4	7	7	6(− 1)	6	6	6	7(+ 1)	3(− 4)	1(− 2)
5	6	6	6	6	6	6	5(− 1)	3(− 2)	0(− 3)
6	6	8(+ 2)	8	8	8	6(− 2)	6	2(− 4)	
7	5	5	17(+12)	17	17	17	15(− 2)	0(−15)	
8	5	5	5	5	5	5	0(− 5)		
9	5	5	6(+ 1)	6	6	6	6	1(− 5)	1
10	4	4	0(− 4)						2
11	4	6(+ 2)	15(+ 9)	15	15	15	15	1(−14)	0(− 1)
12	3	3	3	3	3	3	3	2(− 1)	2
13	2	5(+ 3)	5	5	5	0(− 5)			
14	2	3(+ 1)	2(− 1)	2	2	1(− 1)	0(− 1)		
15	2	0(− 2)							
16	2	0(− 2)							
17	2	2	2	2	2	2	2	2	1(− 1)
18	2	0(− 2)							
19	1	0(− 2)							
20	1	0(− 1)							
21	1	1	0(− 1)						
計	99	99	99	99	99	91	78	15	8

（福島地方法務局郡山支局所蔵の土地台帳にもとづき作成）

注）（　）内は前年からの所有筆数の増減を示す。

を所有していた阿部茂兵衛が15筆減少したのに対し，津野喜七が12筆増加するなど大きな移動がみられた。阿部茂兵衛は開成社の中心的存在であり，1885年（明治18）まで開成社の社長を務め，1888年（明治21）には社員の中で最高の約20町歩の小作地を所有していた。しかし，開拓事業の進行にともなう諸雑費支出の増大と役場・学校の建設に対する多額の寄付金により，阿部家の財政は次第に窮乏していったといわれている[20]。

阿部家の所有地は津野喜七や柳沼恒五郎らに売却されていったが，その後の増減を経て，第2次大戦後の農地改革では約18町歩の農地解放を行った。一方所有を増加させた津野喜七は，開成社創立当時は約83町歩を所有し，出資金額は社員中第5位であったが，1888年（明治21）には約29町歩と所有面積を拡大していた。また依然として，所有の少ない社員の筆数は減少の傾向にあった。また所有地の移動はとくに1894・1895年（明治27・28）に多くみられた。これは1895年（明治28）の開成社開拓地における鍬下年期の終了が関係していたと推測される。鍬下年期の終了により地主に地租および水利組合費が課税されることから，社員の中には納税負担を過大とする者がいたと推測される。

1902年（明治35）から1922年（大正11）にかけては，所有筆数の変化はみられなかった。しかし，1922年（大正11）以降1932年（昭和7）までには3人の社員が所有地を減少させ，社員全体の所有筆数が減少することとなった。これは第7表に示したように，1931年（昭和6）以降社員以外への土地の移動がみられたためである。「開成社規則」においては，土地の移動は原則として社員間で行い，社員以外への土地の売買・譲渡は認められていなかった。したがって社員以外への土地流出は，開成社自体の体質が変化したことを示している。開成社設立後50年以上を経て社員の世代も2～3代目となり，開成社の運営に対する姿勢も変化しつつあったと考えられる。1916年（大正5）の開成社の法人化もその表れであろう。法人組織への転換に伴い「開成社規則」も開拓地の経営に関する部分が削除され，96箇条から25箇条へと大幅に縮小

された。社員以外への移動は1931年(昭和６)から1946年(昭和21)までの15年間に26筆みられ，その内訳は水田が11筆，畑地が15筆であったが，そのうちの19筆は1963年(昭和38)までに宅地へ転換された。社員以外への土地売買も宅地化を前提に行われていたと考えられる。

次に地主・小作関係をみるため，第11図に安積郡および桑野村の自・小作の割合を示した。1901年(明治34)において，桑野村の小作率は同年の安積郡全体を上回っていた。さらに1915年(大正４)では桑野村・安積郡全体ともに1901年(明治34)よりも小作率が増加していたが，とりわけ桑野村では小作率が72.7％と圧倒的に高く，安積郡の39.9％を大幅に上回っていた。しかし小作農家の戸数は140戸～150戸と大きな変化はなく，小作率の増加は，自作および自小作の減少によるものといえる。この背景には前述した商工業の発展に伴う農外就業機会の増大が影響していると推測される。

しかし第２次世界大戦後は，1946年(昭和21)に施行された農地改革により，土地所有の大規模な変更がみとめられた。福島県における農地買収は1947年(昭和22)３月に開始され[21]，安積郡では1950年(昭和30)までに田地3,399.2町と畑地1,695.4町の総反別5,094.6町歩が買収された[22]。郡山・大槻・富田において土地を買収された地主を面積別にみると，10町歩未満が893名，10～30町歩未満が14名，30町歩以上が７名となっていた[23]。

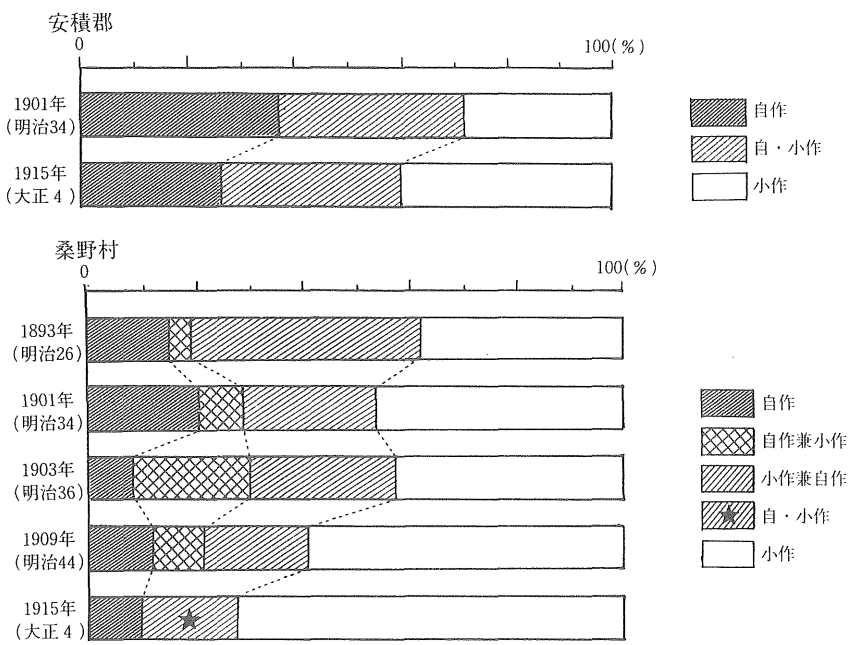
字町東における土地所有の変更をみると，1947年(昭和22)以降農地解放による農林省への所有権移転と財産税施行にもとづく大蔵省への所有権移

第７表　開成社社員以外への土地移動状況

（単位：筆）

地目＼年	1931 昭和6	32 7	33 8	34 9	35 10	36 11	37 12	38 13	42 17	44 19	46 21	計
田	4	1		1	1		1		3			11
畑	1	2	1			2		1	3	3	2	15
計	5	3	1	1	1	2	1	1	6	3	2	26

（福島地方法務局郡山支局所蔵の土地台帳にもとづき作成）



第11図　安積郡および桑野村における自・小作率
(1901(明治34)・1915年(大正４)「安積郡統計書」，「郡山郷土誌・郡山町現勢調査簿」にもとづき作成)

転が開始された。1942年(昭和17)から1950年(昭和25)にかけて，字町東では農林省へ26筆，大蔵省へ34筆の所有権移動がみとめられた。さらに1947年(昭和22)から1961年(昭和36)にかけては，農林省・大蔵省からの土地売り渡しが行われた。こうした農地改革により，多くの小作人は封建的な地主・小作関係から解放され，自作農として独立した。農地改革後，現郡山市域の農地は田畑の土壌改良，用水路・農道・堤塘・溜池などの農業施設の改善が行われた。1947年(昭和22)からは国営新安積疏水の工事が開始され，1962年(昭和37)に完成し1,500haの灌漑が可能となり，郡山西部の農業水利が大幅に改善された。

字町東における開成社社員の所有筆数は，1922年(大正11)までは99筆と変化しないが，1931年(昭和６)以降減少傾向を示した。農地改革実施後の1950年(昭和25)には15筆に激減し，1960年(昭和35)には僅か８筆となった。一方，社員以外への所有権の移動は，1931年(昭和６)以降1946年(昭和21)までに26筆みとめられた。

開成社開拓地においては，社員内部での土地移動は行われたものの，大正期まで開成社全体としての所有形態は維持されてきたといえる。しかし1931年(昭和６)以降，社員以外への土地流出がみられ，さらに戦後の農地改革による地主・小作経営の崩壊は，開成社組織の実質的変容を決定づける契機となった。

Ⅴ　おわりに

郡山盆地における開拓事業は，その経営主体から①国営の士族授産事業，②県営の士族授産事業，③民間主体の開成社開拓の三つに大別される。本報告では民間主体で組織・運営された開成社開拓をとりあげ，明治以降昭和30年代までの開拓地の空間的変容過程を明らかにすることを目的とした。空間的変容過程の検証にあたっては土地利用と土地所有の二点に注目し，字町東を対象としたミクロな視点からの分析を行った。

開成社は1874年(明治７)郡山の富豪層25名により組織され，社員が出資金に応じて土地を分割し地主・小作経営を行った点に特色があった。開拓地の地割や土地利用は極めて計画的で，宅地はＴ字型の開拓道路に沿った路村形態をとり，耕地は地形条件を利用して北部の低地に水田が，南部の台地には畑地が開かれた。しかし安積郡全体からみると桑野村は畑地率が最も高く，また地価からみた耕地の生産性は極めて低く，開拓地の土地条件が他地域に比べ劣っていたことが示された。

土地利用と土地所有の分析にあたっては，小作人の宅地に隣接し郡山町から約４kmの距離にある字町東を対象として，まず1888年以降1963年までの土地台帳における地目の変更状況から三つの時期区分を行った。第１期は水田が卓越していた1925年(大正14)まで，第２期は水田から畑地への転換がみられた1926年(大正15)から1948年(昭和23)まで，第３期は宅地化が顕著となった1949年(昭和24)以降土地台帳に記載がある1963年(昭和38)までである。

字町東は開成社の計画では水田予定地であり，1888年(明治21)の土地台帳では字内の地目はすべて水田であった。しかし1892年(明治25)の土地利用をみると水田が卓越してはいるが，若干の畑地がみとめられた。畑地の土地等級はいずれも低く，とくに土地条件の悪い水田が畑地に転換されていた。第２期には1909年以降1928年をピークとした水田から畑地への転換がみられた。転換の理由としては，①農業労働力の不足による水田の荒廃，②米価の下落による他作物への転換，③耕地整理事業の影響と市街地の拡大に伴う宅地化の前段階としての畑地化などが推測された。第３期には市街地の拡大に伴い，字町東の東側と西側から宅地化が進展した。宅地化した土地の大半は，土地等級が低い水田から畑地への転換地であり，1963年には宅地が字町東の37.1％を占めるに至った。

土地所有の変更が多かったのは鍬下年期が終了した1895年(明治28)前後と，1921年(大正10)～1935年(昭和10)，第２次大戦後の三時期であった。大正期まで土地の移動は社員間に限定されていたが，1931年(昭和６)以降開成社規則に反して社員以外への土地流出がみられた。このことは社会情

勢の変化や，社員の世代交代により開成社の重要性や開拓地経営の意義が薄れたことを反映していたと考えられる。さらに土地所有が変化した決定的な契機は，農地改革による地主・小作制の崩壊であった。1942年以降，1950年までには26筆が農林省に，34筆が大蔵省に買収され，小作人は封建的地主・小作関係から解放されて自作農として独立することが可能となった。

開成社は開拓当初から地主・小作制をとった点で，自作入植が行われた他の開拓地と異なる。しかし，いずれの開拓地も入植後およそ10年で地元資本家への土地集積が進行したことから，開成社の経営は郡山における開拓地の典型的な経営形態と捉えることができる。また組織化された民間資本にもとづき，道路・灌漑施設や公共機関の設置が開拓当初から進行した点で，開成社開拓は郡山盆地における開拓事業のモデルであったとみなしうる。しかし明治30年代以降は，社員の世代交代などによる経営方針の転換といった開成社の内部的変化がみられた。さらに開成社開拓地は郡山町に隣接し交通条件にも恵まれていたため，大正期以降は市街地の拡大や都市化といった外部的条件が土地利用や土地所有に与えた影響も顕著にみられた。

本稿では，開成社開拓地の一部である北部低地の字町東を対象とし空間的変容過程の復元を試みたが，開成社開拓地の変容を捉えるにあたっては，小作人の宅地を含む字北町・南町や，南部の台地上に位置する地区についても検討を行わなければならないであろう。とくに字菜根屋敷などの畑作が卓越していた地区では，第２次世界大戦後，宅地化のより急激な進展がみられた。また郡山盆地における明治期開拓地の変容といったより広い視点からは，士族授産を含めた各入植地の比較・考察が今後に残された課題である。

本稿の作成にあたり郡山女子大の高橋哲夫先生，郡山歴史資料館の草野則夫氏，安積疏水土地改良区の根本博氏に貴重な資料を提供していただき，郡山市図書館郷土資料室，福島県歴史資料館の方々には多大なご協力をいただきました。記して厚く感謝の意を評します。

［注および参考文献］

1）吉川秀造(1942)：『士族授産の研究　改訂版』有斐閣，581ページ．
2）-a高橋哲夫(1963)：『安積開拓史』理論社，366ページ．
-b高橋哲夫(1983)：『安積野士族開拓誌』　歴史春秋社，302ページ．
-c郡山市史編纂委員会(1969)：『郡山市史　第４巻　近代（上)』国書刊行会，586ページ．
-d郡山市史編纂委員会(1971)：『郡山市史　第５巻　近代（下)』国書刊行会，556ページ．
-e郡山市史編纂委員会(1970)：『郡山市史　第９巻　資料（中)』国書刊行会，847ページ．
-f郡山市史編纂委員会(1974)：『郡山市史　第10巻　資料（下)』国書刊行会，834ページ．
-g郡山市史編纂委員会(1975)：『郡山市史　別巻　町村史編』国書刊行会，695ページ．
-h福島県史編纂委員会(1976)：『福島県史　第４巻　通史編４　近代１』国書刊行会，1041ページ．
-i福島県史編纂委員会(1966)：『福島県史　第12巻　資料編７　近代資料２』国書刊行会，1146ページ．
3）農林省国土計画室(1946)：『土地利用の変更が社会経済に及ぼす調査－福島県安積疏水地帯－』　農林大臣官房臨時国土計画室，413ページ．
4）神谷慶治(1956)：『農業水利の長期効果』　安積疏水土地改良区，186ページ．
5）大久保が中心となって作成した「一般殖産及華士族授産方法」には全国の13,000戸の士族を対象とし，払い下げることが計画されていた。

1戸につき宅地と耕地をあわせて1～3町を貸与し，20年間を鍬下年期として，開墾成功後は土地を払い下げることが計画されていた。

6) 前掲 2)-a, 24ページ.

7)「開成社規則」の第87条には「社中ノ内，後年ニ至リ不如意等ニテ田畑売払フ輩アル時ハ，本人ノ幸ヲ不失様ニシテ社中之ヲ受クヘシ。但担当ノ地所は末迄社中ニテ引受候結社ノ本意タルヘシ」と記載されている。

8) 前掲 3)，130ページ.

9) これはのちに県庁を開成館へ移転しようといった計画が行われていたことによる。

10) 1874年(明治7)には開拓地内に郵便局がおかれ，1875年(明治8)には仮の小学校も開設された。

11) 1875年(明治8)の桑野村創立地籍によれば，桑野村の総反別は605町9反歩で，そのうち開成社小作人および二本松士族や一般入植者によって新たに開かれた新開地は43.9%にあたる267町7反歩であった。新開地の地目は畑地が26.7%で最も多く，13.0%が水田，4.2%が宅地であった。

12) 桑野村を形成した開成社小作人・一般入植者・二本松藩士族の1875年(明治8)における出身地の内訳は，安積郡内70戸，福島県内33戸，県外15戸，二本松30戸であった。(前掲 2)-g, 369ページ)

13) 前掲 2)-e, 統計編，22ページ.

14) 1901年（明治34)，1915年（大正4）の「安積郡統計書」による。

15) 前掲 2)-g, 376～378.

16) 前掲 2)-h, 404ページ.

17) 前掲 2)-e, 文書編，p643，統計編，165ページ.

18) 前掲 2)-d, 24ページ.

19) 耕地整理事業は郡山町・桑野村・富久山村・小原田村が対象であった。

20) 開成社は1882年(明治15)に開拓資金5万円の借入を政府に出願したが実現せず，阿部茂兵衛・鴫原弥作の両名が資財を担保として資金工面を行った。資金調達の心労などにより鴫原が1885年(明治18)5月に，阿部が6月に相次いで病死した。

21) 自作農創設特別措置法により，地主が保有することのできる一定の小作地面積および経営面積が定められた。福島県の定めた地主の保有小作地はA・Bの2階級でAが1町2反，Bが7反，経営面積はABCの3階級でAが4町，Bが3町2反，Cが2町5反となっていた。(『福島県農地改革史　通史Ⅱ』2，214ページ.)

22) 前掲 21)，240ページ参照.

23) 郡山市編(1984)：『郡山の歴史』郡山市，296ページ.